

質問No.	質問	回答
1	仕様書 7 (3) ①aに記載の相談窓口の運営経費は計上すると考えて良いか。	ご質問の通り計上して構いません。
2	引継ぎは契約期限までに行うという認識だが、期限までに次年度の事業者が決まると考えて良いか。	ご認識の通りです。 なお、次年度予算の成立の関係等で、契約期限までに次年度事業者が決定できない状況である場合は、契約期限までに提出いただく引継書等をスポーツ庁から次年度事業者にお渡しする形にて引継ぎを行う想定でございますが、次年度事業者からの質問についてはスポーツ庁を介してご対応いただく可能性もございます。予めご了承いただければと存じます。(この場合「引継完了報告書」については契約期限でのご提出をお願いします。)
3	予定価格の算出方法について伺いたい。	仕様書に記載の「事業規模の金額」を税込み金額での上限とし、提出していただく参考見積書、市場価格等を参考にしてスポーツ庁が算出する金額となります。